

学校法人 東京学園高等学校 『寄附金取扱規程』

(目的)

第1条 本規程は、学校法人東京学園高等学校（以下、「法人」という）における寄附金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れ)

第2条 寄附金は、法人の教育研究その他事業に支障がないと認められるものについて受入れることができる。

2 次の各号に掲げる条件の付された寄附金は受入れることができないものとする

- (1) 寄附者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
- (2) 研究の成果として得られた特許権等の知的財産権及びこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡すること。
- (3) 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (4) 寄附金の使途に関して、寄附者が会計監査を行うこと。
- (5) 寄附を受入れることにより法人に著しく財政負担が伴うこと。
- (6) 寄附申込み後、寄附者がある意思により寄附金の全部又は一部を取り消すこと。
- (7) 寄附者の子弟等の入学に関連があるもの。
- (8) 法人から取引停止の措置を受けている期間中の寄附者からのもの。
- (9) 反社会的勢力からの寄附など法人が不相当と判断するもの。
- (10) その他、法人運営上支障があると理事長が認めるもの。

(寄付金の申込み)

第3条 寄附金の申込みの際には、理事長は、寄附者より所定の寄附金申込書の提出を受けるものとする。

(受入れの決定)

第4条 理事長は、寄附金申込書を受取り、その受入れについて適当と認めるときは、これを受入れるものとする。なお、理事長は受け入れの決定について常務理事会に報告するものとする。

2 寄附金の受入れ決定後でも、受入れによって法人運営上に何らかの支障があると認められる場合には、理事長は、寄附金の受入れを取消又は撤回することができる。

(寄附金の受入辞退決定通知)

第5条 寄附金の受入辞退を決定した際には、理事長は、寄附者に対して書面等で通知しなければならない。

(使途)

第6条 法人が次の事業から寄附金の使途を特定するものとする。

- (1) 教育活動や施設・設備を中心とした環境整備充実に関すること
- (2) 奨学サポート支援
 - 意欲・能力のある生徒への積極的支援
 - 経済的理由により修学が困難な生徒への支援

(3) グローバル人材育成

国際交流奨学金

短期留学生奨学金

オリンピック奨学金（数学・物理・化学・情報・生物学・天文学・哲学・地理・言語学やロボ
カップジュニア）への参加支援

(4) 課外活動支援

地域の環境保全活動への参加支援

スポーツ・文化活動、生徒の課外活動支援

(5) スポーツ活動充実

(6) 音楽活動支援

弦楽アンサンブル、吹奏楽部、管弦楽

(7) 教育研究活動支援

教育研究活動に関する支援やサポートを行い、新規事業等の実施につなげる

(管理)

第7条 寄附金は、経理規程及びその他関連諸規程に基づき、法人事務局長が管理する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、常務理事会の承認を得て、理事長が行う。

附 則

本規程は、2019年6月1日から制定・施行する。